

# 病児保育室あんずの利用料助成が始まりました！

平成29年4月に利用した分から遡って申請できます！

## 【対象児童・助成額】

市町村民税非課税世帯 1人1日あたり2,200円(上限)

市町村民税(※)が非課税の世帯(生活保護世帯を含む)の児童

※病児保育利用日時時点で、保育料の算定基礎となる市町村民税。

【対象月】 平成29年4月利用分から

【期限】 利用の翌月から1年

※ただし、平成30年3月31日までに利用された方は、利用の翌月から起算して**2年**。

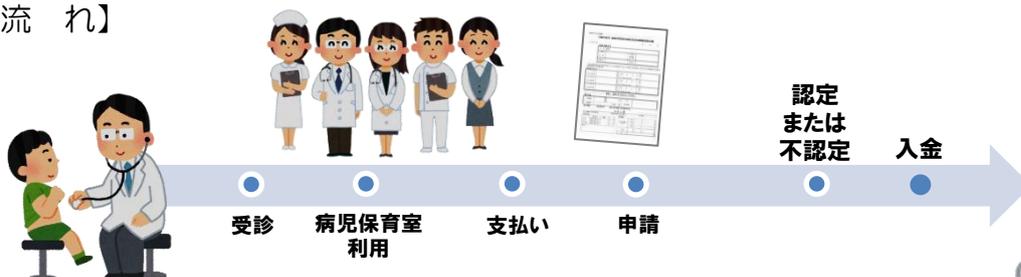
【申請者】 保護者

(例1)	利用日	平成29年4月1日
	申請期限	平成31年4月30日まで
(例2)	利用日	平成30年10月10日
	申請期限	平成31年10月31日まで

## 【申請に必要なもの】

- 病児保育利用料が明記された領収書等
- 通帳またはキャッシュカード
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 所得課税証明書(七尾市で課税状況が確認できない方のみ)

## 【流れ】



領収書を紛失された方は、利用された施設へお問い合わせください。

💡 支払いに「子育て応援サービス券」を充てた分の病児保育利用料は、本助成の対象外となります。

💡 七尾市民が市外の病児保育施設を利用した場合も助成の対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

<申請先・お問い合わせ先> 七尾市子育て支援課 TEL:0767-53-8419

